

## 県内市町村等に係る令和2年度決算の概況について

### 【用語集】

#### 健全化判断比率等編

##### 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

##### 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

##### 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

##### 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

##### 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

### 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

### 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

### 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

## 普通会計編

### 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計を総合して、一つの会計としてまとめたものをいいます。

\* 地方公営事業会計 = 公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業に係る会計の総称

### 実質収支と実質単年度収支

実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の通次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたものです。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれています。

実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な赤字・黒字要素（財政調整積立金、財政調整基金の取崩し、地方債繰上償還）を加減したものです。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標です。

実質単年度収支 = 当該年度実質収支 - 前年度実質収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額  
- 財政調整基金取崩し額

#### \* 実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれています。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支です。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字により当該年度が黒字となっていることを示しています。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となります。
- ・ 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字か否かを見るだけでは不十分です。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）を併せて見る必要があります。

#### 臨時財政対策債

地方財源の不足に対処するため、各地方公共団体において発行することとされた地方財政法第5条の特例となる地方債のことで、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度の地方交付税に算入することとされています。

#### 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。

#### 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。

#### その他特定目的基金

大型公共施設の整備など、特定の目的を計画的に実施するために設けられる基金です。

#### 経常収支比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示したものです。割合が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるとされています。

## 公営企業会計編

#### 法適用企業

地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業のことをいい、地方公営企業法の全部の規定が適用される「全部適用企業」と、地方公営企業法の財務に関する規定など一部の規定が適用される「一部適用企業」に分かれます。

- ・ 全部適用企業：水道事業（簡易水道事業を除く）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業
- ・ 一部適用企業：病院事業

その他、条例により法の全部又は一部を適用できます。

#### 法非適用企業

地方公営企業法の適用を受けない公営企業のうち、地方財政法に規定される公営企業です。

具体的には、公共下水道事業、簡易水道事業、市場事業、観光施設事業等などのうち、法適用企業（条例等により地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用をうける企業）を除く企業を指します。

#### 純損益

法適用会計において、総収益（収益的収入計）から総費用（収益的支出計）を差し引いた額のことです。

#### 実質収支

法非適用会計において、歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額のことです。

#### 基準内繰入金

地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、毎年度地方財政計画において計上している公営企業繰出金の基準を通知している「地方公営企業繰入金について」（総務副大臣通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金を指します。

#### 基準外繰入金

繰出基準以外の繰入金のことを指します。

## 土地開発公社編

#### 土地開発公社

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立される特別法人。地域の秩序ある整備をはかるため必要な公有地となるべき土地を地方公共団体等に代わって先行取得することを主たる業務としています。また、公社が独自で行う事業として、土地造成事業（宅地造成、企業用地造成等）などもあります。

#### 債務超過

負債の総額が資産の総額を超過し、資産をすべて売却しても負債の返済ができない状態を指します。

#### 債務保証

土地開発公社が金融機関等から融資を受ける際、地方公共団体が債務者（公社）のために、当該金融機関に対して、その債務の弁済を保証することを言います。債務保証契約を締結していると、万が一公社が突然破綻し、債務を弁済できなくなった場合、地方公共団体の負担が大きく増えることとなり、当該地方公共団体の財政を圧迫する要因となります。

#### 抜本的改革

土地開発公社や第三セクターについては、その経営状況が著しく悪化した場合等には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

そのため、総務省において策定された「第三セクター等の抜本的改革に関する指針（平成21年6月）」では、土地開発公社や第三セクターについて、その存廃を含めた抜本的改革に取り組むことが求められ、集中的な取組ができるように、平成21年から25年度までの間に限り、整理や再生のために必要となる一定の経費を地方債の対象とすることができるようになりました。

また、土地開発公社の経営の健全化を促進するため、「土地開発公社経営健全化対策について（平成25年2月総務副大臣通知）」により、土地開発公社経営健全化対策措置要領が定められたところです。

これらのことを受けて、各市町村においては、土地開発公社や第三セクターの事業そのものの意義を見直し、解散や不採算業務の廃止等の抜本的な改革の必要性を検討しているところです。

#### 第三セクター等改革推進債

第三セクター等（第三セクター、土地開発公社等）の抜本的な改革（解散、一部業務廃止等）に必要な経費の財源に充てるための地方債。土地開発公社の解散等にあつては、地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費が対象となります。

また、第三セクター等改革推進債の発行期間は、平成21年度から25年度までに限られています。

## **第三セクター編**

### **第三セクター**

地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、会社法法人の総称です。

### **経常赤字**

毎期継続的・反復的に繰り返される事業活動において赤字(損失)が発生している状態を指します。

### **債務超過**

負債の総額が資産の総額を超過し、資産をすべて売却しても負債の返済ができない状態を指します。

### **損失補償**

第三セクターが金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が融資を受けた法人に代わって、金融機関等に対してその損失を補償することです。